

第4回定例会会議録

令和7年12月 3日（水）

開 議 午前10時00分

○議長（内堀喜代志君） これより本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

―――日程第1 一般質問―――

○議長（内堀喜代志君） 日程に従い、これより一般通告質問を行います。

なお、本日の一般質問の質問者は、午前2名、午後2名の計4名とします。

それでは、順次発言を許可します。

頁	通告番号	氏 名	件 名
104	6	池 田 る み	ごみの資源化について
			ユースセンターの設置促進について
			クマの出没対策について
120	7	山 浦 久 人	雪窓湖の浚せつ工事について
			雪窓公園の利用について
126	8	徳 吉 正 博	町民の健康と生命を守る公的医療支援について
			町外の小学校、中学校、教育機関へ通学している児童生徒について
133	9	内 堀 綾 子	ホテルひらまつへ賃貸借契約をしている町有地に地上権設定する案について
			町内道路の横断歩道や歩道の白線について
			小園町長が2期目の町長選挙の際に支援者の方と交わした約束について

通告6番、池田るみ議員の質問を許可します。

池田るみ議員。

(1 3 番 池田るみ君 登壇)

○ 1 3 番 (池田るみ君) おはようございます。通告番号 6 番、議席番号 1 3 番、池田るみです。本日は 3 件について質問をさせていただきます。

早速ではありますが、1 件目のごみの資源化についての質問に入らせていただきます。

家庭や事業所から出るごみの処理は、御代田町一般廃棄物処理基本計画により、ごみの減量化や資源循環を実践するための基本方針や数値目標を掲げ、計画を指針として取り組みを推進しています。この基本計画は、策定するに当たって国・県実績の評価では、町民の皆様のごみの減量、資源回収の積極的な取り組みにより、町の 1 人 1 日当たりの総排出量と家庭系ごみ排出量は、全国や長野県と比べて少なく、リサイクル率は高い状況となっております。

また、ごみ処理の主な課題は、資源ごみの分別収集の徹底により資源化率を向上することや、民間の処理施設を活用し、ごみの資源化を推進することなどが挙げられております。この基本計画の基本理念は、町民、事業者、行政との協働による S D G s の推進で、基本方針は 3 つあり、方針 2 には、「分別排出の徹底と資源循環システムの充実を図ります」とあり、「資源物の分別を徹底」「可燃ごみのエネルギー利用の推進」「新たな分別品目の検討」とあります。

広報やまゆり 1 1 月号に「これだけかかっています！ごみ処理費用」ということで、ごみ処理における収入と支出、そして分別の効果について掲載があります。

分別の効果については、可燃ごみに混入して処理されている容器包装プラの分別を例に挙げ、処理費用の削減でなく、地球温暖化防止対策の効果もあり、C O ₂ 排出量を削減することもできるほか、リサイクルによる資源の有効活用や焼却施設や埋立処分場の延命化など効果が期待できるとあり、町民の皆さんへの分別のご協力へお願いがありました。

ごみの減量による効果は、このように多くあることから、分別の徹底を進めるとともに、今までごみとして処理していたものを資源として活用していくことも必要であると考えます。

私は、令和 5 年 6 月定例会で、可燃ごみの減量について質問をいたしました。その中で軽井沢町の民間事業者を紹介し、落ち葉の腐葉土など資源化を提案。町民課長の答弁は、「可燃ごみの減量化に向け、資源化できるものは資源化へと前向きに

考えてまいりたいと思います」ということでありました。落ち葉の腐葉土などの資源化の検討はされたのかどうかお聞きします。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

令和5年6月議会定例会で池田議員より、落ち葉の資源化についてご質問を頂き、「可燃ごみの減量化に向け資源化できるものは資源化へ」との考えの下、落ち葉の資源化についても検討してまいりました。

池田議員が一般質問でご紹介された、軽井沢町の落ち葉を無料回収・運搬・腐葉土としている民間会社を令和5年8月と11月の2回視察し、その会社の担当者と打合せを重ね、落ち葉の資源化について検討しましたが、同社は軽井沢産100%の腐葉土を経営理念としていること、御代田町で排出される落ち葉全量処理対応が難しいとのことでした。

また、運搬費用も有料となり、試算の結果、1t当たり約8,000円可燃ごみとして処理するよりコストが増えることから、落ち葉の資源化は、安定処理やコスト面において課題がある結果となりました。

このことから、町事業としての資源化を行わず、家庭での資源化推進を啓発しているところでございます。

現在、町のホームページにて、家庭での落ち葉の堆肥化について掲載しており、町民の皆様にごみの減量化や循環型社会形成のご協力をお願いしているところです。

○議長（内堀喜代志君） 池田るみ議員。

○13番（池田るみ君） 民間事業者での処理は費用面などからも難しいようであります。

また、ホームページには家庭での自家処理、堆肥化の方法の掲載もありますが、私も見たんですけれども、なかなか大変な部分もあるのかなというふうに感じるころではあります。挑戦される町民の方もいらっしゃると思います。

市町村によっては、行政で落ち葉を回収し堆肥としているところもありますけれども、町での回収・堆肥化についても、この辺も検討されているのかどうかというところでお聞きしたいと思います。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

町で落ち葉の回収・資源化となりますと、貯留させるストックヤードや腐葉土とするための場所が必要となります。現状として、井戸沢最終処分場では、スペースや作業員的に資源物として処理することはできない状況です。資源化できるものは資源化し、ごみの減量化、資源として有効活用は必要と考えますが、資源化を進めるためには、町民との協働により実施することや、リサイクルシステム、落ち葉の回収、腐葉土の利用、またその販路についての構築も必要ではありますので、家庭での資源化推進のご協力を現在お願いしており、現時点では町での資源化は考えておりません。

○議長（内堀喜代志君） 池田るみ議員。

○13番（池田るみ君） では、次の使用済みの食用油の資源化についての質問に入ります。

町では、使用済み食用油は、新聞紙に染み込ませるか、凝固剤で固めて可燃ごみに出しておりますが、市町村によっては、冷ました油をペットボトルに入れるなどして回収をして、リサイクルをしています。

回収された廃食用油は、石けんや洗剤、ボイラー燃料などに生まれ変わります。

また、最近注目されているのがS A F、持続可能な航空燃料の活用です。S A Fは、従来の航空燃料と比較して、原料の調達から製造、使用されるまでのC O₂排出量が最大80%削減されると言われております。

日本では、2030年までに国内航空会社が使用する航空燃料のうち10%をS A Fに置き換える目標を掲げていて、この目標達成に向け、既に具体的な動きが始まっております。

現在、国産S A Fが定期旅客便へ供給が開始されており、国産S A Fを燃料とした飛行機が飛んでおります。

全国で500以上の市区町村において、廃食用油の回収と循環利用が行われておりますが、日本全国で家庭の廃食用油が年間約10万t廃棄されていると言われております。リサイクルとして資源化できる使用済み食用油の資源化の考えをお聞きます。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

使用済み食用油につきましては、池田議員からご紹介のありましたとおり、当町では現在、新聞紙等にしみ込ませるか、凝固剤で固めたものを可燃ごみとして処理をお願いしているところです。

近隣自治体に聞きましたところ、小諸市や軽井沢町、東御市が使用済み食用油の資源化を実施しており、油が入っていた容器や空のペットボトルなどに使用済み食用油を入れ回収し、それらを回収した食用油は、バイオ燃料や塗料の原料等に再利用しているとのことでした。

使用済み食用油の資源化は、ごみの排出量削減につながるだけではなく、SDGs やカーボンニュートラル2050に向けた動きからも注目を集めています。

まずは、実態を把握する上で、町内の排出見込量や住民ニーズの調査と回収後の処理方法について研究を行い、食用油の再資源化に向け、検討を進めてまいります。

○議長（内堀喜代志君） 池田るみ議員。

○13番（池田るみ君） 次に、資源物回収の収集体制の変更についての質問に入らせていただきます。

資源回収は、毎月最終日曜日に各区の資源回収に出す方法と井戸沢最終処分場の搬入可能日に持ち込む方法がありますが、車を運転できない高齢者の方などから、「資源物を出すのが大変です。ふだん可燃ごみなどを出している集積場に出すのであれば何とか自分で持っていくことができるのですが」という声があります。

以前、町民建設経済常任委員会の所管事務調査で、雑紙を資源物として出さない理由の一番が持込みが大変であったことから、提言では雑紙を出しやすくするよう検討することを提案。令和5年6月定例会の一般質問で、検討されているのか質問をいたしました。町民課長の答弁は、「雑紙に限らず資源物の回収は、収集体制の変更が必要不可欠ですので、近隣市町村や類似自治体のごみ収集体制を参考に、町の実情にあわせた収集方法を考えてまいりたいと思います」ということでありました。資源物回収の収集体制変更の検討はされているのかお聞きします。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

資源物は、池田議員のおっしゃるとおり、毎月最終日曜日、各区の公民館等の回

収場所に出す方法と、井戸沢最終処分場に水曜日、土曜日、毎月最終日曜日に直接搬入する方法の2通りがあります。より多くの資源物を回収する、また、排出者、特に高齢者等の利便性を考慮した場合、拠点回収のみでなく、各集積所で時間に関係なく出せるほうが排出者には容易であります。限られた財源の中で全て町が行うことにも限度があります。

令和5年6月議会定例会で、池田議員より雑紙の収集方法にあわせた収集体制のご質問を頂き、町といたしまして検討をさせていただきました。

現在、御代田町では、資源ごみの区分は大きく6区分、古紙、ガラス瓶、ペットボトル、缶類、白色トレイ、古着に分け、種類別にしますと12種類に分別収集しているところがございます。

資源物を各集積所で回収するには、種類別の回収に応じたネットや回収ボックスを用意する必要があり、集積所の容量、スペース的に課題があります。スペースの課題が解消できたとしても、資源物の収集日にネットや回収ボックスの配置を各区のご協力を頂かなければなりません。

また、各集積所の回収となると、資源物の種類も多いことから、収集に大幅な時間を要するとともに、収集運搬業者の人員体制の課題もございます。

したがいまして、今のところ、資源回収の収集体制は現状のとおり行いたいと考えておりますが、近隣自治体や類似自治体のごみ収集体制を参考に、引き続き、御代田町の実情にあわせた収集方法を検討してまいりたいと思います。

○議長（内堀喜代志君） 池田るみ議員。

○13番（池田るみ君） それでは、次の生ごみ処理機の購入費補助について入らせていただきます。

町の生ごみは現在、月曜日・木曜日に各集積所に出されたものを回収し、浅麓環境施設組合で汚泥発酵堆肥に再生し、浅麓エココンポとして配布。農業、家庭菜園、ガーデニングなどに利用しています。

生ごみの回収は、週2回ということで、夏場など室内に置いておくと匂いが気になります。だからといって外に出しておく、熊をはじめ動物に荒らされたり、食べられてしまうこともあることから、外に出しておくこともできない状況であります。

また、コンポストを利用している方の中には、コンポストの蓋が開けられるなど荒らされているという家庭もあります。

近年の夏の猛暑や熊などの動物の被害を考えると、町民の方の中には、生ごみ処理機の購入を考える方もおり、購入費用の補助を求める声があります。

長野県内では、77市町村のうち67市町村で、生ごみ処理機の費用補助制度があります。生ごみ処理機の購入費補助の考えをお聞きします。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

町内で排出される生ごみは、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町の2市2町で構成されている浅麓環境施設組合が運営する浅麓汚泥再生処理センターで堆肥化し、有機肥料として再利用されています。

こちらの施設は、構成市町で分担金を出し合い運営していますが、構成市町の中で家庭系生ごみを分別収集しているのは、小諸市、御代田町の2市町で、ともに生ごみ処理機の購入補助制度はございません。

家庭系生ごみを分別し、浅麓汚泥再生処理センターで処理することで資源化に努めるとともに、ごみ排出量削減につなげ、そのための運営に分担金として支出することは、環境保護と資源の有効利用、環境負荷の軽減に寄与すると考えているところです。その上で、生ごみ処理機の購入費補助は、二重投資とも捉えられるため、現在のところ購入費補助の実施は考えておりません。

しかし、生ごみ処理機の設置に対する補助制度に関する問合せも年間数件頂いているのも事実でございます。住民ニーズをしっかりと把握した上で補助制度の必要性の有無について検討してまいりたいと考えております。

なお、生ごみを出す上で皆様から生ごみの水分についてお聞きすることがございます。生ごみの水分は、そのごみ量の約80%と言われており、水分をよく切ることで悪臭や腐敗の防止につなげることができます。

先月発行の広報やまゆり11月号の「このごみどっちだっけ？」に効果的な水切り方法をご紹介させていただきました。この点につきまして、ご参考いただければと思います。

○議長（内堀喜代志君） 池田るみ議員。

○13番（池田るみ君） 生ごみ処理機の補助金については、ニーズ把握など今後も必要性なども検討していくということでありますけれども、また、水切りについても周

知していただいているわけですが、生ごみの回収の回数、こちらについても、月曜日が祭日の場合は回収をするなど週2回とするようにしていただいておりますけれども、回収回数を増やすとか、そのような考えはないのでしょうか。お聞きします。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

生ごみにつきましては、週2回、月曜日と木曜日に収集しています。生ごみ以外の収集として、火曜日、プラスチック製容器包装、水曜日、不燃ごみ、金曜日、可燃ごみと週の毎日収集があり、生ごみを追加で収集する曜日の設定が、今のところ現在困難となっております。

あわせて、先ほどの資源回収の収集体制の変更の答弁にもありました収集運搬の体制、また、生ごみ収集日の追加にあわせそれぞれの収集曜日を変更した場合、搬入先との調整の課題もございます。

池田議員からお話がありましたとおり、7月から9月につきましては、生ごみの収集が休みとなる祝日の月曜日も収集をしていることもございますので、現状での収集にご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（内堀喜代志君） 池田るみ議員。

○13番（池田るみ君） 現在、令和8年度からの一般廃棄物処理基本計画の策定が進められております。今後はその基本計画により取り組みが進められていくと思っておりますけれども、資源ごみの分別の向上への取り組み、そして新たな資源化など進めていただきたいと思います。

1件目の質問は終わります。

2件目のユースセンターの設置促進についての質問に入らせていただきます。

近年、若者を取り巻く環境は大きく変化しており、学業や就職、人間関係の悩みを抱えながらも気軽に相談できる場所や、安心していられる居場所が不足していると指摘されております。

こうした状況の中で注目をされているのがユースセンターです。ユースセンターとは、中高生をはじめ、若者が自分の生活や人生に関するあらゆることを意思決定できるように支援し、権利を保障する居場所であり、その特徴として、家庭や学校

でない第三の居場所、若者自身が主体的に関わっている居場所であることなどが挙げられております。

全国各地に設置されているユースセンターは、若者が自由に集い、交流し、学び、相談できる拠点として大きな役割を果たしており、県内でも須坂市の須坂ユースセンターや、茅野市のCHUKOらんどチノチノなどが設置されております。

公明党長野県本部では昨年、「若者・単身者が住み続けたい長野県を目指して」をテーマに活動し、県内1,300名を超す若者の皆さんにアンケートを行い、そこから若者の半数近くが、趣味や境遇が同じ人とつながれる地域コミュニティを求めていることが分かりました。そのようなニーズを踏まえて、昨年9月、青年局は阿部知事に青年政策として、若者・単身者向けの居場所の推進を要望させていただきました。

また、公明党長野県議団も、昨年9月定例会で一般質問をし、若者の居場所については、市町村と連携しながら地域ごとのユースセンターの設置を促進したいとの答弁を頂きました。

少子化が進む中であっても、地域の未来を担う若者が安心して成長し、自らの可能性を伸ばしていける環境を整えていくことは、自治体にとって喫緊の課題です。地域の将来を担う若者たちは、安心して集まれる場所が欲しい、大人に相談できる窓口があればいい、仲間と学び合い挑戦できる環境が欲しいといった声が数多く寄せられています。

しかし、現実的には、学校や家庭だけでは十分に応えられず、孤立や不安を抱えたまま日々過ごす若者も少なくありません。若者一人一人が、地域の中で希望を持って成長できるよう、その居場所づくりと支援の仕組みをどう整えていくのかが、今まさに問われていると感じております。

こうしたことから、ユースセンターの設置を促進することは有効な施策であると考えます。町として、若者の居場所づくりや相談機能の強化の観点から、ユースセンターの必要性をどのように認識をしているのかお聞きします。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

ユースセンターとは、こども家庭庁では、明確な定義はないが、10代から

30代の中高生や若者らにとって、家庭と学校以外の自由な居場所の総称のことをいうとのことです。

長野県のホームページでは、若者が主体的に地域活動を行う居場所のことであり、その特徴として、家庭・学校でない第三の居場所、若者自身が主体的に関わっている居場所、地域に影響力が発揮できる場所と記されています。若者の自主活動の場所・拠点であったり、目的なくいることのできる場所として、ユースセンターは県内でも設置されてきているところがございます。

当町でも先日、こども計画策定に当たり実施した中高生アンケートの中で、高校生などが集まれる遊べる場所が欲しい、放課後や朝に使える自習室が欲しい、子どもだけで町外に行くことができないので町内に遊べる場所を作ってあげたいなど、居場所を求める声が多数寄せられていることから、中学生、高校生を含めた若者の居場所の必要性は認識しております。

ユースセンターとして、大人や社会による一方的な場の提供ではなく、中高生や若者の参画や若者の主導による取り組みとして、自主性による活動を進めるために、町としてもどのようなことが必要であるか、担い手——こちらのほうユースワーカーと言われるものがございますが——などの調査・研究など必要と考えているところがございます。

○議長（内堀喜代志君） 池田るみ議員。

○13番（池田るみ君） 須坂市には、高校生の自習学習スペース「コトコト」と須坂ユースセンターの二つの施設が、古民家2軒を改修し、隣り合わせであります。須坂に高校生の居場所が欲しいと立ち上がった高校生有志が、地域の方に協力してもらいながら、1年かけて自分たちで古民家を改修し、完成させたのがコトコトです。コトコトは、会員登録制でセキュリティカードを使用して、365日利用できる高校生専用の施設となっていることから、地域の方などが来て交流できる場所ではありませんでした。そこで、高校生をはじめ誰でも来ることができるユースセンターをコトコトの隣の古民家を改修し作り、ユースワーカーの方々が交代で入りサポートをしています。

利用している高校生の中には、勉強するときはコトコトに、休憩をするときにはユースセンターを利用するなどしています。

また、ユースセンターのユースワーカーは高校生の相談に乗ることもありますが、

必要に応じて関係機関につなげております。

長野県が行っている地域発元気づくり支援金の今年度の重点支援対象事業の一つに、地域ごとのユースセンターの設置や活動支援に資する事業が盛り込まれており、ワークショップなど設置に向けた取り組みや施設整備、ユースセンターを活用した継続的な取り組みなどに対し、補助率を最大5分の4にかさ上げし、ユースセンターの設置を後押ししています。

当町においても、県の地域発元気づくり支援金などを活用し、ユースセンターの設置促進に前向きに取り組んでいくべきと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（内堀喜代志君） 小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） お答えいたします。

ユースセンターとまではいきませんが、まずは、御代田駅のリニューアルした待合室に自習できるスペースを設置し、中高生の居場所として活用できるようにしていきたいと思っております。

内容については、今後さらに検討してまいります。令和8年度中の設置を考えております。

また、先ほど町民課長の答弁にもありましたが、ユースセンターとしては、自主性による活動を進めるため、場所やその活動を主導する若者と、池田議員からもお話がありましたユースワーカー、若者のサポートする大人の人材ですとか相談していただける方の人材、こういった確保が課題となります。こうした課題等を整理しながら、ほかの自治体の事例等を参考に、関係課と調査・研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 池田るみ議員。

○13番（池田るみ君） 須坂のユースセンターは、安心できる居場所であり、地域の方々との交流の場所でもあり、自己発見・実現できる場所です。

また、ユースワーカーさんのサポートがある伴走支援の場ともなっています。将来を担う若者一人一人が地域の中で希望を持って成長できるよう、家庭や学校以外の第三の居場所が必要であります。

ユースセンターを設置するとなりますと、やはりユースワーカーさん、特別資格

は要らないようではありますが、人材が必要になります。また、人件費は、元気づくり支援金は対象となっていないことから、人件費も考えていかなければなりません。まずは、今答弁ありましたように、駅待合室が中高生の居場所ということで、令和8年度中にといいことで設置が進んでいくことはよかったとは思いますが、これをきっかけに、ユースセンターの設置促進へとつながっていくことに期待をしたいと思います。

2件目の質問は以上で終わりました、3件目の熊の出没対策についての質問に入らせていただきます。

令和7年度上半期4月から9月の全国のツキノワグマの出没件数は、統計のある2009年以降最多の2万792件で、初めて2万件を突破し、岩手県での出没が4,499件と最も多く、東北6県だけで全体の6割を占めています。7月以降は、市街地や住宅周辺、道路といった人の生活圏内での人身被害が全体の7割以上に達しており、11月14日正午時点で、お亡くなりになられた犠牲者の方は13人で、これまで最多だった2023年度の6人を大幅に上回っております。

また、長野県内の里地での目撃情報は、11月14日現在で1,189件で、人身被害は10件の15人。目撃件数は、9月までは昨年を下回っていましたが、10月は過去6年で最多の219件になっております。

御代田町では、昨年度・今年度と、1,000m林道の両側20mずつ2km以上にわたり下草を刈り、緩衝帯を造るなど対策をしておりますが、熊の目撃情報の状況と対応についてお聞きします。

○議長（内堀喜代志君） 浅川産業経済課長。

（産業経済課長 浅川英樹君 登壇）

○産業経済課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

当町には、ツキノワグマが生息している浅間山ですとか森泉山などがありまして、毎年出没情報が寄せられておりますが、本年度につきましては、例年に比べて出没状況が少ないという状況でございます。

具体的には、8月に熊らしき足跡などを確認したものが4件、9月にブロッコリー畑を荒らされたものが1件の計5件となっております。

なお、過去の熊の目撃情報の状況は、令和5年度で16件、令和6年度13件という状況でございました。

今年度の熊の目撃情報が減少した要因としましては、昨年度と今年度の2か年にわたり実施しました1,000m林道の緩衝帯整備事業の効果があったものと考えております。

続きまして、出没情報が寄せられた場合の対応でございますが、防災無線、SNSなどでの周知ですとか、他部署と連携をして小中学校及び保育園、幼稚園などの保護者への周知を行います。

あわせて、佐久警察署とも情報を共有し、現地パトロールの実施や、鳥獣担当者が現場を確認し、周辺の痕跡からツキノワグマかどうかを判断し、出没箇所状況により、人身被害のおそれがある場合については、佐久地域振興局林務課担当者との協議の上で捕獲おりの設置を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 池田るみ議員。

○13番（池田るみ君） では、次の猟友会についての質問に入らせていただきます。

熊の捕獲の現場を担う猟友会は、全国的に会員数の減少や高齢化という課題があります。1975年度には、約50万人いた狩猟免許所持者が、2020年度には約22万人に減少し、その中でもライフル銃や散弾銃を扱える第一種銃猟免許の所持者は、約50万人から約9万人まで減少しております。高齢化は著しく、60歳以上が全体の6割から7割近くを占めております。これに伴い、山中での獣の動きを音で判断するのに重要な聴覚などの身体能力の低下も懸念をされております。

また、狩猟免許は、使用する用具の種類に応じ、4種類の免許があります。その4種類は、網を使用して狩猟を行うための網猟免許、わなを使用して行われるわな猟免許、装薬弾を使用して行うための第一種銃猟免許、空気銃を使用して行うための第二種銃猟免許です。狩猟免許の有効期間は約3年で、更新をするためには更新研修や適正検査を受ける必要があります。

町の猟友会の年代別の会員数と、また4種別の免許取得の状況はどのようになっているのかお聞きします。

○議長（内堀喜代志君） 浅川産業経済課長。

（産業経済課長 浅川英樹君 登壇）

○産業経済課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

現在、御代田町猟友会には25名の会員が在籍をしており、全員が狩猟免許を保

有しております。

世代別・年代別では、20代が2名、30代、40代、50代が各5名、それから60代、70代が各4名の計25名となっております。

また、猟友会員の25名のうち、先ほどご紹介ありました第一種銃猟免許とわな猟免許の両方を保有している会員が12名、わな猟免許のみの保有会員が8名、第一種銃猟免許のみ保有している会員が4名、第二種銃猟免許のみ保有している会員が1名という状況でございます。

なお、主にスズメなどの鳥やウサギなどを捕獲することに適している網猟の免許につきましては、御代田町の猟友会で免許を保有している会員はおりません。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 池田るみ議員。

○13番（池田るみ君） 御代田町の猟友会の会員数25名という中で20代から70代まで、思ったよりも20代、30代とか若い方もいらっしゃるんだということが分かりました。

また、免許の取得状況においても、網についてはいないということでありましてけれども、皆さん取得をしているという状況が分かりました。

町では、御代田町狩猟免許取得補助制度があり、有害鳥獣による農作物等の被害防止対策及び猟友会の会員確保と、その活動の支援を目的として新規の免許取得に要した経費に対し、2分の1で上限額6,000円まで補助をしていて、近年の補助金額は令和3年度は1万8,000円、令和4年度、5年度はなし、令和6年度は2万3,000円となっております。

また、昨年2月の広報やまゆりには、猟友会員募集をするなどして猟友会員の会員確保や、担い手の育成など取り組みを行っていることが分かります。

近隣や県内の市町村の支援を見ても、免許の取得への補助として免許の更新時での補助や捕獲技術の取得を目的とした養成講座や講習会参加への受講料の補助をしている自治体もあります。

また、報酬を引き上げていたり、引上げを検討している自治体もあります。

このような補助や報酬の拡充なども必要と考えますけれども、猟友会の会員確保や担い手の育成についてお聞きします。

○議長（内堀喜代志君） 浅川産業経済課長。

(産業経済課長 浅川英樹君 登壇)

○産業経済課長(浅川英樹君) お答えをいたします。

猟友会員の確保につきましては、広報やまゆりでの周知や、狩猟免許取得補助金を整備することにより、新規入会を促しているというところでございます。

なお、直近1年間での御代田町猟友会への新規入会者でございますが、こちら6名の入会を頂いたというところでございます。

報酬の引上げなどの補助体制につきましては、これまでも近隣自治体と比較検討をし、増額をしてきたという経過がございます。

今後も、3市町共同事業など情報を共有する場もございますので、近隣自治体の状況も鑑みながら、動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

また、担い手の育成についてでございますが、熟練者の猟友会員が新規の、ちょっと慣れていない会員と共に山に入っておなのかけ方を指導したり、射撃場で銃の扱いを指導するなど、猟友会員同士も関わりによって育成を図っているというところでございます。

以上です。

○議長(内堀喜代志君) 池田るみ議員。

○13番(池田るみ君) 次の、ガバメントハンターについての質問に入らせていただきます。

猟友会員の減少や専門的な知識を持つ人材が不足する中、注目をされているのが、狩猟免許などをもち、野生鳥獣の捕獲や管理を行う自治体の職員のガバメントハンターです。狩猟免許などの専門知識に加えて、行政の立場から状況を判断し、迅速な対応を可能にいたします。

政府は11月14日、クマ被害対策パッケージを取りまとめ、3段階で対策を進めるとして、緊急に対応すること、短期的に取り組むこと、中期的に取り組むことに分けられており、短期的に取り組むことには、ガバメントハンターの人件費や資機材等の支援。中期的に取り組むことには、自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者(ガバメントハンター)の育成が盛り込まれております。ガバメントハンターの必要性について、見解を伺います。

○議長(内堀喜代志君) 浅川産業経済課長。

(産業経済課長 浅川英樹君 登壇)

○産業経済課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

昨今のニュース等で度々報道されておりますガバメントハンターでございますが、狩猟免許を所持し、専門的な知識を生かして熊などの鳥獣被害対策に当たる自治体職員のことを指しているということでございます。このニュース等で想定をされているのは、自治体職員は現地に赴かず、行かないで役場で駆除許可事務のみを実施するという事となっているようでございますが、当町の場合は、鳥獣担当職員と猟友会員と一緒に現地を確認し、捕獲おりの設置までを行っておるところでございます。

また、当町には、ほかの課ではありますが、わな猟の資格を有し、猟友会に所属をしている職員が2名おりますので、その職員の協力を得て、捕獲おりの設置をすることもございます。

このように、猟友会の協力を得ながら、緊急時の対応をしておりますが、より迅速に対応していくためにも、国の支援策を積極的に活用し、より一層、管理体制を整えていくという必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 池田るみ議員。

○13番（池田るみ君） 職員の中にも免許をお持ちの方で猟友会に入っておられる方もいて、協力をしながらやっているということと、職員と猟友会の方が現地に駆けつけているというところで、素早い対応ができていのかということ、よかったとは思っております。これからもまたぜひ、いろいろな交付金がありますので、その辺も利用していただきながらさらに進めていただければと思います。

次に、緊急銃猟対応への準備についての質問に入らせていただきます。

近年、熊やイノシシの人の生活圏への侵入が相次いでいることを受け、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正に関する法律が改正され、人の日常生活での銃猟を可能とする緊急銃猟制度が創設され、9月1日から、4つの条件、熊やイノシシが人の日常生活圏に侵入している、またはそのおそれが大きい場合、熊やイノシシによる人への危険を防ぐための対策が緊急に必要な場合、銃猟以外の方法では的確・迅速に捕獲することが難しい場合、地域住民等に銃器等による被害が及ぶおそれがない場合、全てを満たした場合、自治体の判断により銃器を使用した捕獲等が可能になるものです。そのため熊が移動しているなど安全が確保できない場合は行

うことができないものです。

環境省の緊急銃猟ガイドラインでは、円滑かつ的確に緊急銃猟を実施するため、平時から準備を行うことが推奨されております。推奨されている事前準備として、対応マニュアルの作成、必要な人員・関係者の協力体制の確保、机上または実地訓練・研修等の実施、備品の確保、保険の加入などとなっております。

また、県においても既存のツキノワグマ出没時対応マニュアルを改定し、県独自の対応として、市町村、警察、県の各地域振興局の3者が協議して対応方針を決めると規定、市町村職員が独自で全ての判断を担うことがないように支援体制を強化することが記されています。

町では今年、熊の出没状況は少ないようでありませけれども、昨年は雪窓湖付近でも熊の目撃情報があり、事前の準備は必要と考えます。緊急銃猟対応への準備についてお聞きします。

○議長（内堀喜代志君） 浅川産業経済課長。

（産業経済課長 浅川英樹君 登壇）

○産業経済課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

緊急銃猟は、本年9月1日施行の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の改正により、ツキノワグマ、ヒグマ、イノシシが人の日常生活圏内に出没した際に、銃猟によって、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがなく、銃猟以外の方法では当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であるとされた場合に限り、人家近くでの銃猟が選択可能となったものでございます。

現在のところ当町では、猟友会、警察等の関係機関と協議を進めており、緊急銃猟の実施体制構築に向けて準備、調査を進めているというところでございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 池田るみ議員。

○13番（池田るみ君） 現在進めているということでありませけれども、クマ被害対策パッケージでは、緊急的に対応することと、短期的に取り組むこと、また中期的に取り組むこととあり、各種対策について、交付金等による速やかな支援の実施とあります。交付金の中で町で活用できるものはぜひ活用をしていただき、町民の皆さんが安心して生活できるように熊対策に取り組んでいただくことを望みまして、私の一般質問の全てを終わります。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、通告6番、池田るみ議員の通告の全てを終了します。
この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午前10時52分）

（休 憩）

（午前11時05分）

○議長（内堀喜代志君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。
通告7番、山浦久人議員の質問を許可します。

山浦久人議員。

（7番 山浦久人君 登壇）

○7番（山浦久人君） 通告7番、議席番号7番、山浦久人です。

9月の選挙で町民の負託を受けて当選させていただき、2期目になります。最初の一般質問ですので頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

（1）として、雪窓湖の浚せつ工事について、（2）として、雪窓公園の利用についての2点について、お伺ひします。

では、最初の質問に入ります。

町には大池・天池・雪窓湖など農業用ため池のようなものはありますが、このほかに幾つあるのでしょうか。お伺ひします。

○議長（内堀喜代志君） 浅川産業経済課長。

（産業経済課長 浅川英樹君 登壇）

○産業経済課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

ため池台帳に登録をされております御代田町の農業用ため池についてお答えをいたしますが、そちらは大池、七口池、蛇谷地池、雪窓湖、五陵池、この5つがございます。そのうち防災重点農業用ため池に位置づけられているのは、大池、七口池、雪窓湖、以上の3つになります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） 池の安全性についてはどんな状態でしょうか。大池は必ずしも安全とは言えないような状態ですが、柵の設置などはしないのでしょうか。

また、昨年8月の集中豪雨のときは決壊などはありませんでしたか。

○議長（内堀喜代志君） 浅川産業経済課長。

(産業経済課長 浅川英樹君 登壇)

○産業経済課長(浅川英樹君) お答えをいたします。

昨年8月の豪雨に伴う農業用ため池の決壊は、当町ではございませんでした。

また、防災重点農業用ため池に位置づけられております雪窓湖、大池、七口池につきましては、地震耐性評価等を実施し、防災工事が必要であるというふうに判断された場合には令和12年までに工事着手することとなっております。

なお、昨年に実施をいたしました雪窓湖の地震耐性評価では、特に問題はないというふうな評価を得たところでございます。

なお、本年度は大池で、来年度は七口池でこの地震耐性評価業務を実施してまいります。評価の結果を踏まえ、柵の設置も含めて、安全なため池となるよう対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(内堀喜代志君) 山浦久人議員。

○7番(山浦久人君) 全てにおいて安全であるということに関して安心したところでは

次に、春に雪窓湖の浚せつ工事が行われましたが、その後の現状はどんな状態でしょうか。

○議長(内堀喜代志君) 浅川産業経済課長。

(産業経済課長 浅川英樹君 登壇)

○産業経済課長(浅川英樹君) お答えをいたします。

本年3月に雪窓湖の浚せつ工事が完了し、今年の夏は水草の一種であるヒシの繁茂が例年以上に見られたという状況でございましたが、現在は水温が冷たくなっている影響もあり、そのヒシの繁茂も見られないというような状況でございます。

以上です。

○議長(内堀喜代志君) 山浦久人議員。

○7番(山浦久人君) 工事の契約額を教えてください。

○議長(内堀喜代志君) 浅川産業経済課長。

(産業経済課長 浅川英樹君 登壇)

○産業経済課長(浅川英樹君) お答えをいたします。

今議員がおっしゃられた工事でございますが、令和6年度町単の緊急浚せつ推進事業雪窓湖浚せつ工事の契約額でございます。2,680万7,000円でございます。

した。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） 9月、10月にマンローウォークの会などでウォーキングをしたときには浮き草がたくさんあり、前とあまり変化がないように思いましたが、どんな工事が行われたのでしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 浅川産業経済課長。

（産業経済課長 浅川英樹君 登壇）

○産業経済課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

浚せつ工事ということですので、雪窓湖にたまった泥ですとか、汚泥ですとか、そういったものを排土するという工事でございます。内容的にはそういうものなんですけど、農業用ため池でありますこの雪窓湖は、天池用水からの流入を水源としております。そのため流入口付近から徐々に土砂が持ってこられてそれが堆積し、その上にアシが繁茂し、水面の半分程度を覆い茂っているような、そのような状態がございました。アシの繁茂や土砂の堆積により、本来の機能である貯水容量が十分に確保できていないということから、豪雨等により下流に位置する民家や幹線道路への浸水被害のおそれがあったため、それらを防ぐことを目的として浚せつ工事、泥ですとか、アシの排除をしたものでございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） 雪窓湖は昔はボートやスケートなどが行われ、いろいろなことが観光目的で行われていたんですが、将来的に雪窓湖を観光目的に使うようなことはないのでしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 浅川産業経済課長。

（産業経済課長 浅川英樹君 登壇）

○産業経済課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

雪窓湖は、昭和40年に水田の水不足を補うために、天池用水を水源として下流の水田約5.3haに供給し、さらに温水による収穫量の増加を図るため、ため池として建設をされたというものでございます。

当時は雪窓湖の周囲に多くの別荘があったこともあり、夏はボート遊びやニジマ

ス釣り、冬はスケート場として利用していた経過もございますが、現在現状では観光を目的として利用することは難しいというふうに考えておるところでございます。

なお、今後の雪窓湖の活用につきましては、観光を目的としたものではなく、近隣住民ですとか町民の憩いの場となるような場所にしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） 2番として、雪窓公園の利用についてお伺いいたします。

雪窓公園の遊具の改修工事が終了しましたが、遊具が新しくなりましたが、滑り台が傷だらけであるということを知りました。そこでスケートボードをしているようですが、龍神の杜の滑り台もそんな状態だそうですが、そのような把握はしているでしょうか。また、打開策は考えているでしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

雪窓公園整備工事は本年4月30日に完成し、5月1日の竣工式の後からたくさんの方が利用されてにぎわっております。6月に公園利用者からスケートボードを使って滑り台を下りている人がいるとの連絡があり、現地を確認したところ、滑り台に傷跡を確認いたしました。スケートボードを使っている人は確認できませんでしたが、通常の滑り台の利用では発生しない傷跡であることから、スケートボードを使用していたものと見られます。

その後、滑り台をスケートボードで使用しないよう注意喚起の看板を設置するとともに、パトロールを実施し警戒に当たっております。

滑り台は、多くの子どもたちに人気のある遊具の一つですが、スケートボード使用によって損傷した傷で子どもたちがけがをするおそれもあります。スケートボード等による不適切な使用によって遊具に損傷を与える行為が続く場合は、安全が確認されるまでは遊具の使用禁止や、必要に応じては警察へ相談するなどの対応をしてまいります。

遊具を安全に使用していただくため、安全点検や修理を随時実施しておりますが、遊具の故障箇所を発見された場合などお気づきの点がありましたら担当までご連絡

をお願いいたします。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） 今後滑り台でスケートボードで遊ばない方法として、スケートボードの練習をするところを作る予定はないでしょうか。前に中学生の模擬議会でそんな要望が出たような気がします、いかがでしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

スケートボードは、東京オリンピックの正式種目に採用され、日本人選手の活躍をきっかけに若い世代を中心に人気があります。近隣では佐久平ミレニアムパークや小諸市南城公園でスケートボードやローラースケートを楽しめる施設があります。県内においても、利用時間や料金がかかる施設が幾つかございます。

スケートボードの練習場を整備する上では、場所の選定が重要となります。既に整備されている小諸市や佐久市などでは、スケートボードの音や利用者が集まることを考慮して、周辺に住宅がない場所を選定しております。公園の一角にスケートボード専用広場を設けることでほかの公園利用者と接触を防ぐことにつながりますが、スケートボードのスポーツ施設を管理する上では、音や安全面での配慮を考慮しなければなりません。龍神の杜公園や雪窓公園周辺には多くの住宅がありますので、住民のご理解とご協力を得ることは困難と考えております。

つきましては、現在、町内にスケートボードの練習場を整備する予定はありませんので、近隣の施設を使用させていただきようをお願いいたします。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） 将来、御代田町からもオリンピック選手が出るかもしれません。積極的に考えてもよいかもしれないと思います。

次に、今、私は南小学校の見回り隊を行っていますが、南小学校のスクランブル交差点の近くに病院側に松の木が2本あります。このそばに送迎の車が駐車して使っています。スペースがなく、渋滞につながってしまいます。危ないです。この木を切って場所を空けることは考えていないでしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

まず、児童送迎に伴う車両の一時的な停車について、道路交通法上の整理を申し上げます。

道路交通法では、一般道において人の乗り降りのために必要な最小限度の時間に車両を停止させる停車は認められておりますが、交差点付近につきましては、交差点に設けられている横断歩道から5 m以内が駐停車禁止とされており、一定の制限があります。

次に、当町道谷地沢大塚線の状況について申し上げます。

当道路を小中学生が通学する時間帯は、通勤者などの歩行者も多く、また工場や病院に通勤・通院されている車両が集中する時間帯と重なり、混雑が生じやすい路線となっております。このため、通学のための送迎車が路肩に停車しますと、児童と車両が近接する状況が生じやすく、安全が確保されている状況ではありません。

そのため、松の木を伐採し、道路上での送迎するスペースを広げたとしても、抜本的な解決にはつながらないものと考えております。

については、交通の支障とならない安全な場所を利用して児童の乗り降り、または車両の待機をしていただくようお願いいたします。

あわせて、現在、町道谷地沢大塚線では、歩行者と車両の分離を図るため、歩道整備と車道の2車線化に向けた道路改良工事を進めております。引き続き、安全性向上に向けた道路整備について取り組んでまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） 最後に、ちょっとしたお願いなんですけど、グラウンド側のトイレがこれから閉鎖にされ、ロープで縛られています。あまり見たところがよくないので、何か今後方法を考えてほしいと思いますが、お願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、通告7番、山浦久人議員の通告の全てを終了します。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午前11時26分）

(休 憩)

(午後 1時30分)

○議長（内堀喜代志君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告8番、徳吉正博議員の質問を許可します。

徳吉正博議員。

(10番 徳吉正博君 登壇)

○10番（徳吉正博君） 通告番号8番、議席番号10番、徳吉正博です。よろしくお願
いします。

初めに、このたびは、町民の多くの皆様からの応援を頂き、再び議会のこの場に
立つことができましたことに心から感謝と御礼申し上げます。ありがとうございます。
した。

それでは、通告に従い、順次質問をいたします。

1、町民の健康と生命を守る公的医療支援について、(1)地域医療体制の充実
について、町民の安心安全な医療の観点から質問をいたします。

本町においては、今後も移住者の増加が見込まれており、医療体制の維持・充実
はますます重要になるかと考えられます。これまでに長きにわたり地域医療を担っ
てきた御代田中央記念病院ですが、同病院のホームページでは、昭和51年7月に
御代田中央診療所として病床5床で開設されています。その後、昭和58年3月に
は病床数51床、そして御代田中央記念病院と改称され、町民の医療に大きく貢献
していただいております。

また、昭和58年12月には第一次救急指定病院に、昭和62年4月には第二次
救急指定病院に指定されています。平成26年7月には新病棟が増築され、外来、
一般病棟、リハビリテーション科などリニューアルされ、現在に至っております。
現在、内科から外科、消化器科まで17科と一般病床が116床設置されておしま
す。人工透析センター・介護医療院に病床42床、介護老人保健施設やまゆりには
病床100床が整備をされています。そして、令和4年10月6日には医療法人社
団として体制を強化され、総合病院として近隣で数少ない土曜日・日曜日の診療を
受けています。

ここで伺いいたします。これまでの経緯の資料に残っている範囲で、町行政が
総合病院への対応支援についてお聞かせください。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お答えいたします。

町では現在まで、軽井沢西部総合病院に対し、医療水準の維持や向上を図ることを目的とした医療機器・設備等の購入整備費用への国庫補助事業等を活用した補助と、病院増改築に伴う資金借入金の利子補給金の交付を行ってまいりました。

補助事業の内容としては、平成15年度以降、介護老人保健施設シルバービラみよた整備費、MRI導入費、人工透析器13台購入費、送迎車両4台購入費、X線骨密度測定装置、歯科ユニット、外科用X線装置、一般X線設営装置整備費に係る補助を合計6,170万円、病院の増改築に伴う資金借入金の利子補給金約4,400万円を交付してきております。

○議長（内堀喜代志君） 徳吉正博議員。

○10番（徳吉正博君） 答弁では、医療水準の維持向上や医療機器設備購入基金、国庫補助金を活用した補助、病院増改築に伴う資金借入金の利子補給金の交付が行われていることが分かりました。

また、介護老人保健施設やMRI導入費や人工透析器の購入費、送迎車両、X線骨密度測定装置、一般X線設営装置など6,170万円、病院増築に伴う借入金の利子補給には4,400万円の支出を確認しております。

次に、②町民の緊急搬送の回数についてお伺いします。

当町は、移住者の増加が続き、緊急搬送の需要も増えているかと思われます。昨年度の緊急搬送事案として、令和6年度の町民の緊急搬送の件数をお伺いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お答えいたします。

佐久広域消防本部の集計では、平成6年度の町内での緊急搬送件数は、604件ありました。そのうち町内医療機関への搬送は61件、町外医療機関への搬送は543件と約9割を占めており、町外医療機関への搬送が多い状況でございます。

○議長（内堀喜代志君） 徳吉正博議員。

○10番（徳吉正博君） 答弁では緊急搬送件数が全体で604件、町内では61件、町

外医療に543件と町外医療の機関への搬送が多いことが分かりました。一刻を争う緊急医療体制の万全な対策と支援を要望したいと思います。

次に、③町が支援補助している病院、金額等をお伺いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お答えいたします。

令和2年度において、御代田町新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対策地域医療体制推進事業として、感染拡大防止を目的に購入した消耗品及び備品を対象に井田医院、こまつ内科・消化器内科クリニック、よだ整形外科クリニック、みよたファミリークリニック、宮下内科循環器科クリニック、コスモス歯科、中島歯科、林歯科、中山歯科、佐々木歯科、鈴木歯科へそれぞれ50万円、軽井沢西部総合病院へ100万円の補助金を交付しました。

また、新型コロナウイルス検査対応医療機関等整備事業として、PCR検査を実施する医療機関が新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者の診察に必要な設備、消耗品及び備品を対象に軽井沢西部総合病院へ1,200万円の補助金を交付いたしました。

近年、町内では無床診療所の新規開業が増加しておりますが、休日・夜間における緊急患者や重症患者が救急医療を安心して受けられるよう、第1次医療の確保のため小諸北佐久医師会へ休日の在宅当番医制事業負担金として令和6年度決算額で128万円を負担、あわせて佐久広域連合が実施する圏域内10病院を指定した病院群輪番制病院運営事業負担金として264万円を負担しております。

第2次医療の確保では、平日・夜間の救急患者に対応できるよう、佐久地域11市町村と医師会、浅間総合病院、佐久広域連合が連携して、浅間総合病院内に設置をしています佐久地域平日夜間急病診療センター運営負担金として118万円を負担しております。

第3次医療の確保では、佐久広域連合が実施する佐久医療センター運営補助金の負担金として1,061万円を負担しております。

以上のとおり、第1次医療から第3次医療の確保と維持のため、総額1,571万円の負担をしている現状でございます。

○議長（内堀喜代志君） 徳吉正博議員。

○10番（徳吉正博君） 当町では、新型コロナウイルス感染症対策に感染拡大防止目的に消耗品や備品等の補助金が交付されていることが分かりました。第1次医療の確保から第3次医療の確保で、町民が日夜安心して緊急医療が受けられる現状を確認いたしました。当町ではここ数年、多くの医療機関が開業され、多くの町民のかかりつけ医として健康管理やけが・病気の治療等に当たっていただいております。

それでは、佐久広域連合救急隊員の皆様の日頃のご苦勞に感謝を申し上げます。

これで、町民の健康と生命を守る公的医療支援について質問を終わります。

2、町外の小学校、中学校、教育機関へ通学している児童生徒について、（1）南小学校・北小学校PTA活動についてお伺いいたします。

コロナ感染が原因でPTA活動の自粛もありましたけれども、最近の活動がどうなっているのか見えづらいように感じます。ある地区会は、児童生徒の名簿がないために地元の小学生や中学生がどのくらいの人数いるのか把握できていない。地区会独自の行事に目安がつかないとのこと。ある地区では、PTA会員が任意になっていて、中学校PTAは会員1名のみ、活動資金がゼロになっていました。この現状を教育委員会は把握しているのかお伺いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 砥石教育長。

（教育長 砥石順一君 登壇）

○教育長（砥石順一君） それではお答えいたします。

PTA活動について、南・北小学校及び中学校は組織がきちんとされております。ただし、あくまでもPTAは任意団体ですので、加入の強制についてはしておりませんけれども、南・北両小学校では理解と協力を頂き、基本的に全員加入となっております。

中学校では、令和5年度初頭にPTA役員と学校で協議を経て任意加入として現在に至っております。

また、各校のPTA役員で連合PTAも編成され活動しています。3校の連合PTAでは、11月の6日ですけれども、上田ビジネス専門学校比田井和孝副校長を招き、中学校を会場に講演会を行ったところでございます。

各校のPTA活動につきましては、主な活動として、学校の環境整備、資源回収、PTA主催の講演会、学級PTA懇談会の進行、広報紙やPTA新聞の発行等が行われておりますが、方法や回数は各学校の実情にあわせて行われております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 徳吉正博議員。

○10番（徳吉正博君） P T A活動は、学校と地域住民とのつながりや交流の場であり、大切な活動だと認識しております。

次に（2）町外通学する児童生徒の教育環境や父兄の思惑など、教育委員会は把握しているのかお尋ねします。

○議長（内堀喜代志君） 砥石教育長。

（教育長 砥石順一君 登壇）

○教育長（砥石順一君） お答えいたします。

令和7年度、町外に通学している小学校児童数は81名、中学校生徒は55名、合計136名となります。町内小中学校の児童生徒数は1,230名ですので、御代田町の児童生徒数は合計1,366名となります。したがって、町外に通学している児童生徒は136名ですので、約1割の児童生徒がそれぞれの理由で町外の学校へ通学していることとなります。

通学の理由は把握しておりませんが、それぞれの学校で自分らしく活動している様子が聞こえてきます。うれしい限りです。町外に通う児童生徒であっても大切な地域の宝ですので、地域における行事等に参加し大いに交流を重ね、お互いを理解し成長する機会になってもらえればと願っております。

さて、多くの児童生徒が通う町内の小中学校は、誰もが笑顔で楽しく学校に通える魅力ある学校、安心安全で楽しい学校となるよう努力を続けております。

具体的には、ポジティブ行動支援、スクールワイドP B Sを根底に誰もが居心地がよく多様性を包み込むインクルーシブの推進にを行うべく、文科省教育課程部会において次期指導要領の改定に向けての教育課程企画特別部会メンバーである一般社団法人U N I V Aの野口晃菜先生をお迎えし、公開研究授業を行っております。

また、令和7年度から9年度にかけて、県教委より、ウェルビーイング実践校T O C O - T O Nの指定を受け、小学校では45分授業が標準のところ、40分授業を行い、週約3時間の時間を見いだして、その時間、子どもたちが追求したいこと、やりたいことに取り組む時間を設けたり、また、教師の教材研究や研修の時間を設定したり、挨拶や掃除や児童会を中心に全校で取り組むポジティブ行動支援を行ったりしております。

中学校では、テスト前に先生方が廊下で待機し、子どもたちが自主的に教科担任や質問したい先生のいる場所に行って質問や相談を行う進学タイムの時間を設定したり、探究学習として町に目を向けたり、3年生では総まとめとして町子ども議会につなげたりと、みよた学への取り組みを深めております。

子どもたちだけでなく、保護者にとっても地域にとっても魅力があり、誰もが楽しく通える、また通わせたいとなる、そんな学校を目指して取り組んでいます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 徳吉正博議員。

○10番（徳吉正博君） ただいまの答弁では、御代田町から町外通学生徒が136名ということが分かりました。町教育委員会では、この保護者と児童生徒の名簿や連絡網などは所有しているのか、お答えください。

○議長（内堀喜代志君） 砥石教育長。

（教育長 砥石順一君 登壇）

○教育長（砥石順一君） それではお答えします。

今のご質問ですが、町外に通っている136名の子どもたちに対しての連絡網ということでもよろしいでしょうか。それとも今ある子どもたちのところでしょうか。そのところ分かりませんので、申し訳ありませんがお聞かせいただければ、それに対しての答弁をもう一度させていただきます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 徳吉議員に申し上げます。通告の範囲を超えておりますので、修正してください。

○10番（徳吉正博君） 要するに児童生徒が事件・事故等に遭遇した場合に教育委員会が速やかに行動できるのか、その対策があるのか、お答えいただければ。

○議長（内堀喜代志君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

（午後 1時53分）

（休 憩）

（午後 1時54分）

○議長（内堀喜代志君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。
砥石教育長。

（教育長 砥石順一君 登壇）

○教育長（砥石順一君） それではお答えします。

今のご質問でいくと、子どもたちが事故に遭ったとき、または危険な場面に遭ったとき、どのような形で教育委員会が知るか、または、そこに対してどういうふうな形で対応していくかということの意味のご質問かと思しますので、それに対して分かる範囲でお答えしたいと思います。

まず、子どもたちに危険なことがあったり、または何かあった場合には、必ず学校のほうに連絡が入ります。そして学校長のほうより極めていろいろな細部にわたって報告が上がってきますので、それに対してこちらのほうで応援したり、または指示をしたり、または相談に乗ったり、そういうような形で行っておりますので、何かあった場合には必ず連絡が来ると、そして対応している、そういうことで理解いただければありがたいな、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 徳吉正博議員。

○10番（徳吉正博君） そうすれば、あまりいい言葉ではないんですけども、教育委員会から見れば管轄以外というほうに取られるように思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

（午後 1時55分）

（休 憩）

（午後 1時56分）

○議長（内堀喜代志君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

砥石教育長。

（教育長 砥石順一君 登壇）

○教育長（砥石順一君） それではお答えします。

二つのケースがあるかと思いますが、町内に通ってきている子どもたちのことについては、名簿も把握しておりますし、連絡も取れますし、それから学校と連絡は密に取っておりますので、そこら辺の対応はできております。

ただし、町外に通っている子どもたちについては、管轄というよりは、学校のほうから親御さんたちのほうへ行きますので、それぞれの学校のほうから対応があると思います。

ただし、町外に通っている子どもたちは、誰がどこに通っているかというところにつきましても公開はできませんけれども、私のほうと、または教育委員会のほうできちんと把握しています。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 徳吉正博議員。

○10番（徳吉正博君） たとえ町外通学児童生徒も、御代田町の子どもには変わりはありません。子どもは町の宝物でもありますので、よろしく願いをいたします。

今、長野県では、多様性を包み込む学びの環境づくりを検討しています。御代田町の南・北小学校、中学校でも外国籍や外国由来の子どもたちも学んでいるかと思いますが、私たちはこうした子どもたちが、日本に来てよかった、御代田町に来てよかったと心から感じられるような魅力あふれる御代田町にしていきたいと思えます。そして今、保護者や児童生徒が、多様な教育の選択の中から特色ある学校を自ら選ぶ時代になっています。異なる学年生が共に学ぶイエナプラン教育や、多様な子どもの能力を伸ばすのは難しいとし、発達特性の障がいの有無にかかわらず、子どもと一緒に学ぶインクルーシブ教育など多様な学び方があります。御代田町でも今年度からスタートしたウェルビーイング実践校に南・北小学校、中学校が選定されました。今年度は開設準備期間で、来年度に新たな学校スタート期になっています。とても楽しみにしています。そして将来、御代田町から首都圏の学校へ新幹線通学する子どもが出てくるような気がいたします。今後の御代田町の教育委員会の取り組みに大いに期待したいと思えます。

最後に、教育に関する所見を町長にお願いしたいと思えますが、よろしく願いします。

○議長（内堀喜代志君） 通告の範囲を超えていますので、通告の内容にお戻しください。

○10番（徳吉正博君） それでは、以上をもちまして、私の一般質問を終わりといたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、通告8番、徳吉正博議員の通告の全てを終了します。

通告9番、内堀綾子議員の質問を許可します。

内堀綾子議員。

（2番 内堀綾子君 登壇）

○2番（内堀綾子君） 通告9番、議席番号2番、内堀綾子です。ただいまより、一般質

問をさせていただきます。

まず初めに、本日取り上げるテーマであります地上権について確認をしておきたいと思います。

民法265条に規定された権利であり、他人の土地において工作物または竹木を所有するため、その土地を使用する権利であります。この権利は、土地の登記が可能で非常に強力な権利であります。そのため、町の財産や公有地において地上権を設定することは、自治体として慎重な判断が求められる制度であることなので、私の質問に入れさせていただきました。

これまでも私は、町政、町長の姿勢を問う質問を多くしてまいりました。それは、町の未来、将来を憂うからです。行政は、公の仕事をし、もちろん私物でもありません。公的な行政が行うことと民間が行うことをよく精査しないと、町の将来のためにならず、民間の撤退や人口減の原因にもなり得ると感じております。公が行うことには、過去の失敗から学びながら、それを糧として次の先の未来へつなげていく必要があると思います。次につなげるためには、協議し、記録に残し、これから先に担う方々の参考になるように仕事をしていくことが大切だと思います。町政を批判しているのではなく、今起きていることを町民の皆様の分かるように土台に上げ、多くの方が政治は自分ごとだと思ってもらえるよう、その一歩をつくっているのが私の仕事だと思っております。

それでは質問に入らせていただきます。

ホテルひらまつへ賃貸借契約をしている町有地に地上権を設定する案について、お伺いいたします。

現在は、賃貸契約であるひらまつ土地ではありますが、今回、地上権設定という案が上がってまいりました。その地上権設定の理由として、長期的なホテル経営を行うため、2番、不動産としての価値が賃貸借と比較して高まるため融資を受ける際、金融機関の資金調達や設備投資の幅が広がるため、3番、不動産としての権利が安定するため土地・建物への積極的な投資が可能となるため、この3点が挙げられておりました。ここに至るまでの提案経過、町で協議した担当職員数、協議日数、協議内容、そして議員へ周知までの流れ、今後町民にどのように説明されるか説明を求めます。

○議長（内堀喜代志君） 小林企画財政課長。

(企画財政課長 小林 靖君 登壇)

○企画財政課長(小林 靖君) お答えいたします。

まず初めに、現在の賃貸借契約でございますが、平成30年8月27日付で締結しております。平成30年9月1日から30年間の賃貸借契約となっております、現在もこの契約は継続しております。

その上で、今回ホテルひらまつの経営を行っているロードスターキャピタル株式会社から、現在の賃貸借契約を地上権設定に変更したい旨の申出があったものであり、既に地上権設定変更が確定しているというものではございません。

地上権は、先ほど議員おっしゃられたとおり、他人が所有する土地を建物や工作物の所有などのために利用できる権利でありまして、借地権の一種になります。現在の賃貸借と地上権の一番の違いは、土地利用者の権利が強くなるというところにあるかと思えます。

今回、ロードスターキャピタル株式会社から賃貸借権から地上権に変更したい旨の要望があったこの理由としましては、ホテルひらまつの中でも業績が良好なHIRAMATSU軽井沢御代田の長期的なホテル経営を行うためでございます。長期的な経営を行うためにも、先ほど議員がおっしゃった不動産としての価値が賃貸借として高まるため融資を受ける際、金融機関からの資金調達や事業に係る設備投資の幅が広がるといったことや、不動産としての権利が安定するため土地・建物への積極的な投資が可能になることが挙げられます。

次に、地上権設定について、現在に至るまでの経過について、時系列でご説明いたします。

ホテルひらまつの上権設定に関する要望に関しましては、令和5年9月8日にひらまつから最初の相談がありました。

なお、地上権設定へ変更する目的は、経営の安定化を目的とするものでございました。

同年11月30日の理事会において、9月8日に申出のあった旨を、理事者へ報告しております。

また、令和6年1月24日に再度ひらまつから地上権設定に変更した場合の契約期間や資料に関する説明がございました。その説明を受け、令和6年2月1日、同年2月9日、2月22日の計3回、地上権設定について町の顧問弁護士に相談を行

っていたところ、令和6年3月21日、それから3月25日に、ひらまつから三菱UFJ信託銀行へ資産譲渡をする旨の説明がありました。三菱UFJ信託銀行へ資産譲渡をする理由については、ホテル事業の拡大と財務体質の改善が目的であり、その内容については、令和6年6月14日の議会全員協議会で説明をさせていただいたところでございます。

資産譲渡により、町とひらまつで締結をしていた賃貸借契約の相手側が、三菱UFJ信託銀行へ変更となりました。

また、不動産の所有は、三菱UFJ信託銀行でございますが、ホテル経営はロードスターキャピタル株式会社の出資会社であるLD2御代田合同会社が行い、ホテル運営はひらまつが行うということとなりました。

資産譲渡によりホテル経営が変更となった後、令和6年10月8日にロードスターキャピタル株式会社から再度、地上権設定について契約開始希望日を令和7年4月から開始をしたい旨と、その契約額の金額について申出がありましたが、協議が必要であることから、令和7年4月からの開始は見送っていただきました。

その後、令和7年3月25日に、顧問弁護士に賃貸借料、また契約期間、賃貸借契約から地上権設定に変更した際のリスクや契約書に盛り込むべき事項について相談を行い、賃貸借料については1,000万円を一つの条件といたしました。

以降、メールや電話により賃貸借料について何度かやり取りを行っていく上で、令和7年6月27日にロードスターキャピタル株式会社から、令和8年度から地上権設定契約を開始したいという申出がございました。

また、令和7年6月23日には、ロードスターキャピタル株式会社の社長が来庁し、土地売却の可能性について話がありましたが、現時点で協議はできないということをお伝えしております。

その後、令和7年9月10日に、ロードスターキャピタル株式会社から、長期的なホテル経営のため、契約期間を新たに30年間とすることが可能であれば、賃貸借料1,000万円について社内で協議したい旨の話がございました。

令和7年9月29日に町長にその旨を報告し、ロードスターキャピタル株式会社に再度、賃貸借契約書を地上権設定に変更する理由と、今後計画をしている事業について確認をしました。

その上で、令和7年11月13日の議会全員協議会で説明をさせていただいたと

ころでございます。

ここまでが、現在に至るまでの経過となります。

次に、令和5年9月8日から現在に至るまで、地上権設定に関する庁内会議を2回、株式会社ひらまつ、またはロードスターキャピタル株式会社との対面・ウェブ打合せ6回、顧問弁護士への相談を5回行っております。それ以外にもメールや電話でのやり取り、また企画財政課内での協議を行っております。

株式会社ひらまつ、またはロードスターキャピタル株式会社との打合せについては、企画財政課長と企画係長で対応し、必要に応じて町長にも出席をお願いしております。

最後に、町民の皆様への周知についてでございますが、仮に今回、地上権設定をすることになった場合でも、現在のひらまつのホテル事業が変更になるものではございません。しかし、賃貸借契約を地上権設定に変更することにより、様々なご心配もあるかと思います。

また、相手方の要望として、現在の平成30年9月1日から30年間の賃貸借契約の期間を、新たに地上権設定締結から30年間の契約期間を希望しております。過去の経過から、当該土地は、地元また町にとっても非常に大切な土地でございます。契約期間の変更、賃貸借と地上権の違い、そして水源への影響が及ぶものではない旨、またホテルひらまつの今後について、地元区である塩野区に対して説明をさせていただきたいと考えております。

説明の方法等につきましては、塩野区の意向をお伺いしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 今のご答弁の中で先方のほう、土地の初め売買の打診だったということなんですが、初めの売買の打診が地上権設定でもいいよということに変更になったということですか。初めは土地の売買を打診されてきたんですよね、先方のほうで、今のご答弁でいうと。

○議長（内堀喜代志君） 小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） 先方のほうは先に地上権の設定を申し出ておりました。

その協議を行っている中で、ロードスターキャピタル株式会社の社長が来庁した際に、社長の意向とすれば売却をお願いしたいというお話がそこで出てきましたが、現時点では売却には応じることはできないということをお伝えしたということでございます。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） ただいまのご答弁で、地上権を設定し、実質的な処分にも近い取扱いとなる可能性があるにもかかわらず、ちょっとこのまま町民の皆さんにも説明がないまま曖昧に進むことは、町民理解を得る上で重要な課題かと思えます。

また、協議資料等、今現在のご答弁ありましたように、現在の協議資料というものは行政文書として残されているのかお伺いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） お答えいたします。

相手側と協議した内容については、議事録として残しております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 当初、該当の土地は国からお得に払い下げていただき、行政財産でありました。行政財産とは、地方自治法の238条にあります、公用や公共のための財産です。行政財産だと、原則、貸付け、交換、売払い、譲渡、出資の目的にすること、信託すること、主権を設定することができず、これに違反する行為は無効となります。

ただ、質問の該当の行政財産であった土地は、様々な経過の中から普通財産へと変更となり、普通財産は売却も可能でしたが、現在の賃貸借契約に至っております。売却ではなく賃貸借契約と決定した経過の詳細をお願いいたします。

経過と、地元から上がっていた民意、その当時あったかと思えます。これたくさん、いろいろもめたというか、協議したんですよね。苦しい思いをした方もおられます。そのときの記録がありましたら記録を基に、また、記録がないのであればご記憶のほうからでもよろしいので、お願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） お答えいたします。

当時、この苗畑跡地の売却も、本当の当初の当初ですけれども、話に上がっていたというふうに記録がございましたが、売却する相手が初めての相手ということもあり、信用できる相手か分からないといったところの状況において、そういった企業に土地を売却した場合、土地を転売されるリスクが生じます。

また、その企業が継承する場合にも、どんな企業に継承するか分からないといったリスクも生じる可能性がございましたので、当時、地元区から地域の水源保全のため強いこういった意向がございました。そういった意向があって現在の賃貸借契約になったというふうに認識しております。

また、この地域の皆様に、企業に対する安心感と企業の安定感を感じてもらうため、当時ひらまつでしたけども、ひらまつがどういう会社でどういうふうなことをしているのかといったところを長期に見ていただくということもあったかと思うんですね。そういったことも含めまして、売却ではなくて30年間の賃貸借契約の締結に至ったということを確認しております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 当時、地元区では反対と賛成を分ける意見の中だったとお伺いしております。行政は、町民の分断を極力生まないように進めなければならないと思います。中学校の公民の教科書にも、住民自治の原則とありました。住民が分かるように説明していく姿勢が求められますが、そのためには、町民に示す前に先に様々な専門家の方の意見をお伺いしたその状況だったり、明確な資料作成と精査の結果をお示しし、分かるように土台に載せる必要があるかと思います。本当に行いたい施策なのか、どうして行うのかを示す必要があると思います。少なくとも今回の事案を議員に説明する際には、ちょっと資料が明確でなかったとは思いますが、

そこで、次の質問として、ひらまつ様のほうの安心感を町民の皆様にお知らせするということでしたが、賃貸借契約の当初より、ひらまつの経営権には変化がありますが、変遷と現在の状況について詳細にお答え、お願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） お答えいたします。

平成30年8月27日に町が株式会社ひらまつと締結をしました町有地財産賃貸借契約は、株式会社ひらまつがホテル事業を行うため、町が土地を貸し付けたものでございます。令和6年3月に株式会社ひらまつは、ホテル事業の拡大と財務体質の改善のため、所有する資産を三菱UFJ信託銀行へ譲渡することを取締役会において決定をいたしました。それに伴い、町が株式会社ひらまつと締結していた町有地財産賃貸借契約の相手を三菱UFJ信託銀行に変更をいたしました。

また、ホテル運営は、現状どおり株式会社ひらまつが行っておりますが、ホテル経営は、ロードスターキャピタル株式会社の出資会社であるLD2御代田合同会社が行っております。

経営権の売買の流れとしまして、初めに株式会社ひらまつと三菱UFJ信託銀行が信託契約を締結しました。信託契約は、自身が保有する財産を信託銀行に託し、自身の設定した目的に従って管理運用をしてもらう契約となります。この場合の目的は、ホテル事業でございます。信託契約により、株式会社ひらまつの所有していた土地・建物の所有権と借地権が三菱UFJ信託銀行に移転をしております。また、所有権と借地権が移転すると同時に、三菱UFJ信託銀行から株式会社ひらまつに対し、信託受益券が発行されました。信託受益権は、信託された財産により生じた利益を受け取る権利をいいます。

次に、株式会社ひらまつとロードスターキャピタル株式会社の出資会社であるLD1合同会社が信託受益権の売買を行いました。これにより、LD1合同会社が信託された財産により生じた利益を受ける権利を得ております。

また、三菱UFJ信託銀行とLD2御代田合同会社で、不動産の所有者から建物を一括して賃借するマスターリース契約を締結しました。

次に、LD2御代田合同会社と株式会社ひらまつで、ホテル所有者と運営者が別会社となったということで、所有者が施設を所有し、運営者が運営を受託する契約であるマネジメントコントラスト契約を締結しております。

このような一連の流れにより、現在はロードスターキャピタル株式会社の出資会社であるLD2御代田合同会社がホテル経営を行い、株式会社ひらまつがホテル運営を行っているという状況でございます。

なお、LD1合同会社とLD2御代田合同会社は、ともにロードスターキャピタル株式会社の出資会社となりますので、実質全てロードスターキャピタル株式会社

が経営を行っているという実態になります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 出資形態とか、詳しくありがとうございます。2025年9月30日現在のひらまつの大株主状況がホームページのほうに掲載されておりました。半期報告書というものです。大株主36%所有しているのが株式会社マルハン太平洋クラブインベストメント、ひらまつの社員持ち株会、ロードスターキャピタル株式会社様とあり、ロードスターキャピタル様は2.12%の所有とのこと。様々な変遷があったひらまつ様ですが、現在、ふるさと納税のほうの制度で御代田町のために貢献いただいております。ふるさと納税返礼品の制度変更として、御代田町以外でも営業する宿泊施設のほうが返礼品額も売上げ上限が新たに設定され、この制度変更が国のほうでされましたが、この制度変更と今回の対応、この地上権設定案との間に関連性はございますか。

○議長（内堀喜代志君） 小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） お答えいたします。

ふるさと納税の制度改正と今回の地上権設定案との関連性はございません。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 示されました資料のほうで、ヴィラ棟、別の建物建設など記載がありましたので、ふるさと納税の関係で宿泊棟でも増やすのかなとは思いましたが、ないということで理解いたしました。

ただ、ではなぜふるさと納税も関係なく、それなのに賃貸借契約を地上権設定に変更して、一つ目の質問でしました地上権設定案の理由との整合性が取れないように思います。融資が増える、土地の価格が上がる、なぜその必要があるのですか。

○議長（内堀喜代志君） 小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） お答えいたします。

今回の地上権設定の理由は、あくまでも会社の今後の事業拡大をしやすくするといったところが申出の理由の一つになっております。したがって、ふるさと納

税の制度の改正とは全く関係ないということでございます。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） それでは次の質問に入らせていただきます。

小園町長がひらまつの株式を所有していることは、以前の私の一般質問でも明らかになっておりますが、現在、ホテルひらまつが使用している町有地につきましては、賃貸借契約が締結されている状況であります。今回示されている地上権設定案は、契約形態として性質が大きく異なるものであります。もちろん既に本件において、ホテルひらまつにおける経営権と運営主体が現在は異なっていること、また町長が株式を所有していたとしても直ちに法令違反となるものでないことも承知しております。しかしながら、自治体の長が個人的に株主を所有する企業に対して、町有地の権利形態を大きく転換する行政判断に関与する場合、地方自治法における公正性、中立性、利益相反回避の原則に照らして、町民から疑義があっても自然なことであると考えます。特に賃貸借契約から地上権設定への変更、町有地という公的財産の取扱い、第三者移転可能な権利設定である点、これを踏まえると、行政判断における透明性確保、手続の正当性、そして何より町民の信頼性が求められると思っております。

そこで、お伺いいたします。小園町長がひらまつの株式を所有している状況下で、町有地契約の形態変更案に関与することについて、職務執行上の公正性及び町民の理解の観点から、町長としてどのように認識されているのか、ご明確な見解をお伺いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

ちょっと先ほどの企画財政課長の中の答弁で少し気になったところがありまして、ちょっと訂正申し上げたいんですが、ホテル所有者と運営者が別会社となったことで所有者が施設を所有し、運営者が運営を受託する契約であるマネジメントコントラスト契約という答弁がございましたけれども、コントラストって色の濃い薄いを示す言葉でありまして、コントラストと思われまして、コントラストは契約という意味ですけれども、ということですので、ちょっと間違っただけで答弁しているかなと思っておりますので、訂正をお願いしたいと思います。

さて、今、内堀議員から聞いていただいたことについてお答え申し上げます。

議員がおっしゃる町長の職務を行うことに対する疑義については、利益相反やインサイダーに関することであると思われまます。こちらにつきましては、弁護士にも確認したところ、それらの行為には当たらないと回答を得たところであります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） そのような認識なのですね。姿勢のほうをお伺いできて、そのようなお考えなのだということがよく分かりました。

政治家の株式保有はしてはいけないという法律はないかと思いますが、小園町長の場合は、町長就任後にひらまつの株を取得しております。

また、先日の市村議員の一般質問においても、町長出張先に沖縄県の宜野座との言い回しがございましたが、宜野座にはひらまつのホテルもございますが、この出張においては、ご宿泊のほうはひらまつでよろしいですか。

○議長（内堀喜代志君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） まだ出張に行く日程も全く決まっていますので、どうするかも決めておりません。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 以前の私の一般質問のご答弁で、ひらまつの株500株だと宿泊の際に割引があるとおっしゃっていたので、宜野座のほうもひらまつのほうにお泊まりかなと思いました。ちょっと宿泊費がお高いので、詳細どのようになるか分かりませんが、楽しみに報告を待っております。

次の質問として、今後の町の将来を考えたとき、地上権設定のリスクと執行責任者について、小園町長の見解をお聞かせください。

○議長（内堀喜代志君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

前提のお話を少しだけさせてもらえればと思うんですが、ひらまつのTHE HIRAMATSU軽井沢御代田という塩野の上にあるホテル、今話題としていただ

いているホテルであります。そのホテルの開業時というのはまだコロナ禍だった
ですよね、ご記憶かと思うんですけども。コロナ禍における開業ということであ
りまして、本来、株式会社ひらまつ様は町民の皆さんにお披露目をするとか、町民
の皆さんとエンゲージメントを強化していくということをかなりお考えになってい
たというふうに当時も聞いていましたし、今でもその認識でございます。そういっ
たお考えを持ちながらも、なかなかコロナ禍においてそういったことができずにき
たというのはちょっと一つの不幸だったなというふうに思うところであります。本
年に入りまして、グループでレストランを使っただけとか、町民の中でこのホ
テルを利用するということが少しずつ広がっていつているのかなという気もしてお
りますので、今後ひらまつ様ともよく相談しまして、やはり町民の皆様が開かれた
ホテルであったほうがいいだろうということは私なりに思っているところでありま
すし、どうやらそういったお考えもあるようですので、その辺は期待しておきたい
なと思っているところでございます。

さて、今後の町の将来を考えたとき、地上権設定のリスクと執行責任についての
町長の見解はということでありまして、地上権の設定についてご心配を賜りまして、
まずはありがとうございますと申し上げたいと思います。

議員もご承知のとおり、地上権を設定した場合、土地所有者の一番のリスクは、
借地人の権利が強くなることだと思います。これは、土地を利用できる権利を譲渡、
売買される可能性があるということでもあります。しかしながら今回ロードスターキ
ャピタル株式会社から要望があった地上権設定の目的は、あくまでも長期的なホテ
ル経営を行うためのものとなります。THE HIRAMATSU軽井沢御代田の
業績は大変良好でありまして、今後、資金調達や設備投資を積極的に行い、事業に
注力するためのものと認識しております。

今後、地上権設定を進めることとなった場合、地元の皆様が特にご心配されてい
る地域の大切な水源保全を害することのないよう、契約書にリスク対策等を明記し
た契約を交わすことが大前提であると考えております。

また、今回の契約期間の変更、賃貸借と地上権の違い、そして水源への影響が及
ぶものではないこと、そしてTHE HIRAMATSU軽井沢御代田の今後につ
いても含め、地元区である塩野区に対して説明をさせていただきたいと考えており
ます。その上で地上権の設定について判断をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 私、ひらまつ様のほうは特にそんな心配していなくて、こちらにあります半期報告書のほうでも、当中間連結会計期間において新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありませんとありまして、ここにきちんと報告書来ているんですよね。頑張っていていただいて本当にありがたく思います。私が心配しているのは、その背景です。このように、企業としてのひらまつ様は今運営だけを行っており、信託受託券というのを発行された三菱UFJ様のほうで所有権、借地権の移転をしているという点、そしてその背景にあります信託受益権の売買というものが行われておりますが、この背景のほうをちょっと心配しているというところでございます。

こちらのほう、塩野区のほうでは、本当に心配しております。また、町長以前、これ過去をご存じなのか、多分知っていらっしゃると思うんですけど、これ賃貸借契約にしたときに賃貸借契約なのでその土地の整備、下水道とか、その整備に1億円ぐらいかけているかと思えます。そちらのほうの数字は見えていらっしゃるかと思えますが、賃貸借の場合は、町がその土地を貸すために整備をしました。今回お示しの賃貸借契約の場合、年間800万円で、会社のほうから頂いておりますが、地上権設定した場合は予定で1,000万円になり、それを30年間掛けると800万円と1,000万円の違いで、200掛ける30で6,000万円の増収になると説明がありました。ただ、この増収というよりも、先に賃貸借の契約をしたので、1億円ぐらいかかっているんですよね。だから今さら賃貸から地上権設定というのはちょっとあり得ないのかなというところがございます。

この件、また後追いで調べていきたいと思しますので、次の質問に入らせていただきます。

2件目の質問として、町内道路の横断歩道や白線についてお伺いたします。

白線などを感知し、危険回避する機能を有する車両が増加したり、道路交通法も変遷をたどる過程の昨今です。

町内道路では、横断歩道や歩道の白線の劣化が激しく、車両の機能に追いついていないのかなという現状と、安全が確保されていないかなという現状を感じ、道路の整備の必要性を感じております。

道路の走行速度については、来年度、令和8年9月1日に道路交通法が改正され、生活道路における自動車の法定速度が、60km/hから30km/hに改正されます。もちろんそこから除外される道路も4点ほどあるとのことですが、詳しくは国土交通省のホームページのほうに記載がございますので、各自見ていただければと思います。

道路整備については、横断歩道については公安、県道については長野県、国道については国と管轄が違いますので、一概に全てを町が整備できる案件ではないことも承知しておりますが、町にある道という観点から、町の道路整備のうち薄れてしまっている横断歩道や白線など、現状把握と今後の整備予定についてお伺いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

横断歩道や区画線の白線が摩耗して視認性が低下するなど、歩行者や運転者の安全に影響を及ぼすおそれがあり、適切な維持管理を通じて安全性を確保していくことが必要であると認識しております。

まず、横断歩道の整備については、道路交通法に基づき、その設置・補修及び再塗装は、警察署の所管事項であります。このため警察署において、現地状況を確認し、必要に応じて再塗装が実施されております。

一方で、町は横断歩道の管理権限を有しておりませんが、道路管理者として町内道路の状況把握に努める中で摩耗が著しい箇所を確認した際には、警察署に情報提供を行い、再塗装を依頼しております。

次に、町が維持管理を担う区画線等の白線については、本来であれば整備区間を計画的に定めて実施することが望ましいものの、道路の交通量や利用状況は区間により大きく異なるため、同一路線であっても摩耗の進行には差が生じ、劣化時期を事前に的確に予測することは困難であります。このため工事発注に先立ち、日常的な道路パトロールで得られる情報や、地元区から寄せられる要望を踏まえ、担当職員が道路状況を確認するとともに、再塗装が必要と認める箇所を選定し、発注しております。

本年度につきましては、例年並みの延長を対象として区画線整備を実施しており、

年内の完了を見込んでおります。

今後、交通安全の確保を最優先として道路状況の的確な把握に努めるとともに、警察との連携を図りながら、適切な時期に整備を実施し、安全性の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 実際の現状として2件、面替地区では昨今、交通量のほうが増加しておりまして、抜け道として利用されている現状があります。特に通行車両の速度超過が目立ち、最近では取締りが実施されたともお伺いしております。

しかしながら、この道は県道でありますので、県の管轄なんですけど、中央線の白線はほとんど消えて、雨天時や夕暮れ時には視認が非常に困難な状況です。

また、周辺には複数の脇道がありまして、住民の方が出ていらっしゃる細道なんですけど、出入口が存在しながら注意喚起を促す標識や路面標示が不十分で、十字路であることすら判別できない箇所も多く見受けられます。交通量が増えた地域ほど交通安全対策が求められますが、現在の道路状況がむしろ危険性を助長する結果となっていると感じています。

また2点目は、浅間サンラインです。こちらも交通量が多く、特に朝夕はスピードを出して走行する車が多い道路ですが、ゴルフ場付近の横断歩道については、白線が大きく劣化しており、横断歩道としての役割を果たしているとは言えない状態になってしまっております。さらに照明設備や注意喚起のライトも設置されていないため、夜間に歩行者や自転車が横断しようとしても運転者側から視認が非常に困難であり、危険な状況と言えます。

町としても、この箇所、長く住民の方から指摘されている箇所かと思いますが、現状改善には至っておりません。

そこで、面替地区県道の白線整備等、十字路などの警戒標識の設置、また浅間サンライン、大浅間ゴルフ場へ上る手前の付近、横断歩道の整備とライトの設置を管轄であります県にご要望していただきたく思いますが、町の見解をお伺いたします。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

県道に関する区画線、舗装修繕または道路改良の要望については、区と町の要望を取りまとめて要望活動を実施しております。

毎年、御代田町と佐久建設事務所との意見交換会や県の県単要望、また御代田町、佐久市、軽井沢町で構成する湯川左岸道路期成同盟会を通じて実施しております。

先月は、佐久軽井沢線小田井交差点付近から佐久市境までの歩道整備について、長野県建設部長に直接町長から要望書を手渡すなど、要望活動を実施しております。

面替区に関することでは、速度抑制の対策と歩道またはグリーンベルトの整備についての区の要望を踏まえて、湯川左岸道路期成同盟会や県単要望で実施しております。

サンラインにつきましても、横断歩道、照明灯については要望を実施してまいります。

引き続き、このような機会を通じまして、また町、県担当者、または警察署のほうへ要望、協議を実施してまいりたいと考えております。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 要望書類たくさん作らなくちゃいけないで大変だと思いますが、よろしく願いいたします。

さて、国土交通省では令和7年3月にゾーン30というモデル地域を65か所選定いたしました。自治体の関係各機関が連携を取り、交通安全対策において国庫補助金などによる財政支援も行っております。長野県では飯田市が選定されておりますので、そのような施策も我が町で取り入れてもらいたいものと感じます。

時間もありますので、次の質問、3件目に入らせていただきます。

小園町長が2期目の町長選挙の際に支援者の方と交わした約束について。選挙の際に小園町長と交わした約束がその後十分に取り扱っていただけていないという声を複数頂いております。支援者の方々の民意で当選を獲得できたからこそ、その要望が公約に取り入れられたかと思いますが、事業としてどのように実施しているか。

2点、一番お気にされていたのは、シチズンと西軽井沢病院の間の道、今現在、道路の設置、11月20日に看板設置されましたところですが、そちらのほうの進捗状況、そしてそこにライトをつけるというお約束もされたかと思いますが、その事業、2点についてお伺いいたします。町長にお伺いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 小園町長。

(町長 小園拓志君 登壇)

○町長 (小園拓志君) お答えをいたします。

今、支援者と私の関係性についてのお話を頂いたのかなと思いますけれども、支援者と私の関係性について議会でお答えするというのはあまり適切ではないと思います。私としてそれぞれに説明をしていくべきなのかなと思いますので、こういった不適切な場でご説明をすることはいたしません。

ただ、今いろんな方と町内で話をしていると、むしろ、おまえさん公約を果たし過ぎていふぞと、もうちょっとゆっくりやりやと言われる声も相当数ございます。ということでありますので、それはもう意見はいろんなものがありますので、ご不満に思われていることについては、役場としてということもありますし、ただ、支援者と私ということであれば私自身が努力してご理解を頂くべきかなというふうに思いますので、ここではそれ以上のことを申し上げるつもりはございません。

なお、道路の進捗については、これは予定どおり進むものと認識しておりますし、目下、建設水道課が頑張っていると思っておりますので、それについてはご心配は要らないということをおし添えておきます。

以上です。

○議長 (内堀喜代志君) 内堀綾子議員。

○2番 (内堀綾子君) 誤解のないように申し上げておきますが、私がお伺いしているのは、支援者の方々の民意で当選を獲得できたからこそ、その要望が公約に取り入れられたかと思いますが、事業としてどう実施しているかということをお伺いしておりますので、町長と支援者の方の関係性についてはお伺いしておりません。

要望に取り入れられて現在進捗状況だということなので、次の質問に入らせていただきます。

選挙当時に支援してくださった方々の意見や要望で、まだ実施されていない事業もあると失望されている方もいらっしゃると思いますが、今現在の公約の中で実施できない可能性のある事業もございますか。町長にお伺いいたします。

○議長 (内堀喜代志君) 小園町長。

(町長 小園拓志君 登壇)

○町長 (小園拓志君) 今、内堀綾子議員から頂いたご質問の中でこういったことを言われているのかということがつぶさには分かりませんので、お答えのしようがござい

ません。また、当然ながらできるだけ公約は果たしていくということでありまして、一般論からすれば本当に私はよく公約を守っているなどと思います。ですので、そういったお答えしかしようがないのかなと思います。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 明確なお答えなくても構いません。ただこれ、ご支援して下さった方々の公約の中で、50の公約ありましたよね、そのうちの半分ぐらいはご自身もやりかったことなのではないでしょうか。いかがですか。

○議長（内堀喜代志君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） おっしゃっている意味が分かりませんので、答弁を控えさせていただきます。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 50の公約とありましたが、50個の公約をやる前提で町では本当に今までやってきた通常業務を行う必要があります。そこに50個の公約があるわけですが、今お伺いしたのは、50の公約の中からご自身がやりたかったことというのは、これ全部ご自身がやりたかったことということでよろしいですか。

○議長（内堀喜代志君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） すいません、大変申し訳ないんですが、おっしゃっている意味がさっぱり分かりませんので、答えられません。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） どうしてさっぱり分からないのか分からないんですけども、50個の公約のうち全てがご自身もやりたかったことですかとお伺いしています。いかがですか。

○議長（内堀喜代志君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

（午後 2時50分）

（休 憩）

（午後 2時50分）

○議長（内堀喜代志君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。
小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 当時のことを思い出しますと、4年間かけて町長をやってまいりましたし、その前の町長じゃない状態で生きていた期間も41年間ありましたので、その間培ったもの、それはだから私がやりたいことでもあり、町民の皆さんと一緒にになってつくり上げるべきものでもあるし、また、支援者だけでないと思います。いろんな方から町民の方から頂いてきた要望を真摯に取り入れて表現したものであると考えているところでございます。ただ、それが自分がやりたいからとか、やりたくないからとか、そういうような非常にせせこましい価値観の中で生んできたものは私は一つもないと考えております。
以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 支援者の方々の中では、小園町長が町長になるために努力をして協力してきた方々がたくさんいるかと思います。その方々が小園町長がちょっと恩を忘れちゃったのかななんて言って私に声を届けてくださいました。誰でも好き嫌いありますので、私のことを大嫌いな方もおりますし、なのでそういうことは両者の意見があるかと思います。ただ、当時すごく応援してくださった方なんですよ。その方たちがこういうふうになってしまうのはちょっと私も悲しくは思います。そして今回の質問に急遽入れさせていただきましたが、これが日本の政治の全体像なのかなって感じるのが、この人がいいからこの人に入れるっていう、本当はそのこの純粹なところが一番投票所に足が向く気持ちであってほしいと思います。
これで私の質問は終わらせていただきます。
以上です。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、通告番号9番、内堀綾子議員の通告の全てを終了します。

以上をもちまして、一般通告質問の全てを終了します。

これにて本日の議事日程を終了します。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時53分